

～ 申込みされる皆様へ ～

必ずご一読ください。

○小林市奨学生について

1. 目的 能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な方に学資を貸与し、将来有能な人材を育成することを目的としています。

2. 資格 下記の①②③のすべてに該当する方が対象となります。

① 3年以上継続して小林市に住所を有する方。または3年以上市内に住所を有し、就学のため市外に住所を変更した方。

② 学校教育法に定められた高等学校、高等専門学校、大学および専修学校に進学、または在学している方。

※専修学校… 修業年限が一年以上であること。

授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

教育を受ける者が常時四十人以上であること。

③ 成績良好、品行方正でかつ学資の支弁が困難と認められる方。

3. 奨学金（月額）

大学	20,000 円
高等専門学校	15,000 円
専修学校	15,000 円
私立高等学校	12,000 円
公立高等学校	10,000 円

奨学金は、奨学生本人に貸与し、銀行口座振込みとなります。

3カ月分ごとに年4回の振込となります。（5月・8月・11月・2月）

4. 貸与期間 在学する学校の正規の最短修業期間となります。

※休学したときは、その期間の貸与は休止いたします。

5. 選考 小林市奨学生選考委員会で審査し、教育委員会が決定します。

その後、申込者全員に選考結果の通知をいたします。（5月下旬予定）

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年初めに前学年の学業成績及び在学証明書を提出していただきます。

7. 異動届出 次に該当する場合は教育委員会に届出を行っていただきます。

① 休学、復学、転学、退学したとき。

② 本人及び連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき。

8. 廃止 次に該当する場合は、奨学金の貸与を廃止することがあります。

① 傷病、疾病などのために成業の見込みがないとき。

② 学業成績又は操行が不良となったとき。

③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

④ 休学又は転校が適当でないとき。

⑤ その他奨学生として適当でないとき。

9. 返還 貸与が終了すると返還の義務が生じます。

卒業の月の翌月から、貸与期間の2倍の期間での返還となります。

貸与終了時に「奨学生用証書」と「確約書」を提出していただきます。

退学、辞退又は廃止されたときは、その翌月から返還開始となります。

10. 貸付利子 無利子。

○奨学生申込について

願書・推薦調書・合格通知書の写し、または在学証明書・奨学生志願者と生計を一にする者及び連帯保証人の所得が証明できる書類を申込期間内にご提出ください。その際、以下のことに留意して、記入もれ、添付もれのないようお願いいたします。

1. 願書（表） 枠内はすべて記入してください。

①志願者・・・志願者とは貸与を受ける学生本人です。

住所、氏名、生年月日、性別を必ず記入してください。

※奨学生の額・返済期間・償還方法については空欄でも結構です。

②在学学校または進学予定学校・・・学校名、学校区分、何年制の学校で現在何年生なのか

③小林市奨学生以外での奨学生制度利用状況

④家庭の状況・・・氏名、続柄、年齢、令和7年中の所得が証明できるもの、勤務先又は在学学校名

⑤連帯保証人・・・小林市在住の連帯保証人が2人必要となります。

・1人は志願者の保護者、もう1人は保護者以外の小林市在住者

・奨学生が返還の義務を怠った場合に、返還の責任を負える方をお願いいたします。

2. 願書（裏）

①奨学生を希望する理由・・・志願者本人が、できるだけ詳しく記入してください。
※選考の上で重要になります。

②志願者・連帯保証人の署名および押印

3. 推薦調書

①在学中の学校に提出して、学校側に記入してもらってください。

現在、学校に在学していない方は卒業校で記入してもらってください。

②提出の際は封筒に入れ、封をして提出してください。

4. 合格通知書の写しまたは在学証明書・・・必ず添付してください。

5. 申込期間 令和8年 2月 16日（月）午前8時30分から

令和8年 3月 31日（火）午後5時15分まで

※土日、祝日を除く。

6. 提出場所 小林市教育委員会 学校教育課（本館4階）

※ 願書・推薦調書・合格通知書の写しまたは在学証明書・奨学生志願者と生計を一にする者及び連帯保証人の所得が証明できる書類の4点を提出してください。

※ 満ってない場合および申込期間以外は、受付できませんのでご注意ください。